

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(北御山)	令和3年3月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.88 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.88 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	6.96 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.86 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <p>○集落の担い手については、法人含め7経営体。法人は果樹中心である。</p> <p>○担い手の高齢化が懸念されている。</p> <p>○後継者の育成等も検討が必要である。</p> <p>■農地</p> <p>○果樹地帯については、傾斜がきつく農道も狭小であるため作業に苦しんでいる。</p> <p>○集落周辺の畑地については、自作地として耕作または維持管理しているが、今後遊休農地化の恐れあり。</p> <p>○現在北御山、南御山、南青木の3集落において、農地中間管理機構関連農地整備事業を計画しているが、集落周辺にも約1ha水田があることから、基盤整備エリア外の水田についても今後維持管理について検討が必要。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <p>○果樹地帯については、栽培困難な樹園地が発生した場合、耕作者同士で協議を行い農業委員会の利用権設定なども活用しながら栽培を継続していく。</p> <p>○水田については、出し手と受け手での双方の意向を尊重しながら、農業委員会の利用権設定と農地中間管理機構を併用していく。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 多面的機能支払制度への取組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度は継続して取り組む。
- 組織体制や保全活動については、担い手だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、集落全体で協力して運営していく。

② 果樹地帯の維持管理

- 果樹地帯の管理については、耕作者同士で協議を行い、栽培が困難な農地については集落で保全管理を行う。

③ 鳥獣被害防止対策の取組方針

- 鳥獣による農作物の被害が増加していることから、被害にあった農地の一覧マップの作成や、電気柵や侵入防止柵の設置等の対策の構築を進める。